

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |   |                     |            |
|---|---------------------|------------|
| 1 | 建 築 士 の 氏 名         | 高田 昇昭      |
| 2 | 二級建築士又は木造建築士の別      | 二級建築士      |
| 3 | 登 録 番 号             | 第1153号     |
| 4 | 免 許 を 取 消 し た 年 月 日 | 平成22年1月18日 |
| 5 | 取 消 し の 理 由         | 死亡         |